

学 位 論 文 題 名

「近代日本の夜間中学に関する歴史的研究」

学位論文内容の要旨

本研究の目的は、1872(明治5)年の学制発布によって「中学」が誕生した時から、1948(昭和23)年の学校教育法施行によって現在の高等学校が誕生するまでを対象の時期として、夜間中学の全体像を描くことである。明らかにすべきものは二つあり、一つは「中学」を称し(あるいは称され)ながら中学校ではなかった夜間中学なるものの制度史である。もう一つは、かかる事情にもかかわらず、夜間中学を設置しようとした者の意識、学びに身を投じた青少年の学習要求、それをとりまいていた社会の在りようの歴史の変遷である。

考察の結果、夜間中学の歴史に6つの時期区分を見だし、その時代区分ごとに章をたてた。以下、各章の要約を掲げる。

第1期；1872～86(明治5～19)。72年「学制」・79年「教育令」にもとづくこの時期は正規の中学校として夜間授業を実施することができ、実際に夜間授業を行うかどうかは経営者の判断次第で、何ら文部省・地方庁からの掣肘を受けることはなかった。当初は授業料等に特段の配慮がなされた形跡はないことから、貧困青年のための学びの場であったといえるかどうかは微妙だが、81年に中学校教則大綱が制定されると、早くも上級学校進学や「苦学」に対応することを標榜する学校が出現する。

第2期；1886～1912(明治19～45)年。86年「中学校令」は中学校の夜間授業を禁止したが、それにかわって中学校程度の私立夜間各種学校が全国規模で誕生し、それらが次第に「中学」「中等」を標榜するに至る。小学校就学率の上昇、「一府県一尋常中学校」制度、学歴と職業・兵役上の特典の結びつきといった教育情勢の変化を受け、社会教育にとどまらない教養を身につけたいと願う勤労青少年が都市部で増加し始めたことの反映である。しかしながら1910年代以降のように卒業による資格・特典の有無が問題化してはいない。

第3期；1912～23(明治45～大正12)年。都市部の中学校では烈しい入学難を来すようになり、中学校長会議で「二部教授」を求める意見が出るようになったのが1912年である。これ以降、正規の中学校として夜間授業を求める声も各所で起き、20年代には社会教育の拡張、社会政策的な勤労青少年救済という意図も絡め、地方庁が管下の府県立中学校長に「夜間中学」を設置させる府県も見られるようにな

る。ただし、あくまでも法的な地位は私立夜間各種学校のままであったし、資格付与問題が全国的に拡大するような状況ではなかった。

第4期；1923～25(大正12～14)年。23年の関東大震災で、文部省が茗溪会(東京文理科大学・東京高等師範学校の同窓会)に夜間中学設置を懇請し、実際に茗溪中学が設置されたのを契機として、全国各地で地方庁・府県立中学校長による夜間中学が設置され始める。それらの多くは社会政策的な理由から設置されたこと、在京の学校は既存の私立中学校附設夜間中学とともに正規の中学校としての認可を求める運動を開始したこと、その運動が新聞・雑誌を通じて全国規模で注目されるに至ったことが従来との大きな差異である。文部省は省議でいったんは夜間中学校公認を認めることに決したが、昼働き夜学や夜間中学生徒の保健衛生問題の決着がつかず、また社会教育を重視する岡田文相が誕生したことによって却下となる。

第5期；1925～35(大正14～昭和10)年。一度は潰えた夜間中学校公認運動は直ちに再燃し、今度は国会でも議論されるほどの盛り上がりを見せる。文政審議会が検討した夜間中学校案は実現しなかったが、最終的には鳩山文相の指示によって32年に「専検指定」という形で中学校卒業者に準じた取り扱いを一部の夜間中学に認めることで一応の解決となった。なお、夜間中学への専検指定の歴史的評価としては、進学にかかる障壁を撤廃したということ以上に、中学校の下限を引き下げ、学力重視だった「無学歴学校」の学習世界に学歴を持ち込んだという点が重要だと考えられる。これ以降、少数者の特権という印象の強かった中等学歴は急速に一般化し、夜間中学生のなかに「今の時勢では中学校卒業の学歴がなければ世渡りも難しい」からといった、夜間中学を最低限の学歴獲得のための階梯、あるいは単なる進学先とみなす入学動機が多数現れてくるからである。

第6期；1935～48(昭和10～23)年。35年に社会教育機関である青年学校が全国で一斉に発足した。さらに39年には男子義務制が導入され、専検指定も青年学校施設課程認定も受けていない夜間中学では生徒が激減することとなる。それでも経営を維持した学校は学徒動員もなく、総力戦体制下において座学を維持できる唯一の学校形態となった。45年の敗戦後も、学制改革を待たずに新設される事例、青年学校を「中学校」と改称する事例などがみられ、新制高等学校定時制課程は満を持して登場した存在であったといえる。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 逸 見 勝 亮

副 査 教 授 新 谷 恭 明

(九州大学大学院人間環境学研究院)

副 査 教 授 所 伸 一

副 査 助 教 授 横 井 敏 郎

学位論文題名

「近代日本の夜間中学に関する歴史的研究」

本論文は、1872年から1947年を対象として、夜間中学すなわち「中学校程度の夜間授業を行う教育機関」の全体像を歴史的に把握しようとした労作である。

審査委員会が認めた本論文の達成は以下のとおりである。

- 1、夜間中学に関する従来の研究は、菅原亮芳がなした専門学校入学者検定指定によって夜間各種学校が正規の中学校と同様に徴兵猶予・上級学校受験資格などを獲得して「正格化」する過程の剔出が唯一であった。対象時期も1932～40年にごく限定されていた。これに対して、本論文は「正格化」しなかった場合も少なくなかったことに着眼し、中学校夜間部、「中学校二類スル各種学校」とされた夜学校、専検指定を受けた夜間各種学校、「中等教育令」による中学校第二部など、夜間中学の多様な形態を見出し、対象時期の拡大と全体像への肉薄を可能とした。中等教育史研究の視野を一気に押し広げたのである。
- 2、学制・教育令期（1872～1886年）は教育政策の長い模索期にあたり、文部省は夜間授業を正規の中学校として実施することに掣肘を加えようとはしなかった。「夜学」は人々の中等教育要求にもとづきごく自然に成立したのである。「中学校教則大綱」制定（1881年）後は「規格」化が漸進し、高等専門教育階梯との接続が俎上にのぼる。「夜間授業」は「青少年の学習要求」の発露として、対象時期に通底し続けた最も基本的な概念である。
- 3、「中学校令」（1886年）が夜間授業を行う中学校設置を事実上禁止して以降、中学校程度の夜間授業を行う学校は、昼間通学し得ない勤労青少年を対象に私立各種学校として

全国各地に叢生した。小学校就学率が上昇する一方で、文部省は1府県に1公立中学校しか認めなかったため、中学校程度の普通教育を欲する勤労青少年が都市部で増加した反映である。本論文はこれらを夜間中学の「原初的形態」と規定した。独創的な見解である。

4、1912年に中学校長会議が夜間に授業を実施する「二部教授」を唱えたのは、都市部の中学校入学難緩和のためであった。帝国議会では、1923年には昼間に通学できない「苦学生」のために、1925年には労働者教育の観点から、夜間中学を公認すべきとの議論も交わされた。前後して、夜間授業を正規の中学校として実施するよう求める動きが活発になり、1920年代には道府県が公立中学校長に「夜間中学」を設置させる例も現れた。制度上は依然私立夜間各種学校であったが、卒業生を4年生に編入学させる私立中学校も存在した。入学難緩和・中等教育拡充を契機として「夜間中学」が普及し、部分的にせよ「正系」との接点を有するにいたったというのは、重要で新鮮な指摘である。

5、多くの夜間中学は、青年訓練所発足（1926年）後に青年訓練所施設課程認定を受け、陸軍現役在営年限の6ヶ月短縮を実現した。政府が夜間中学に中等学校としての「特典」を認めた嚆矢である。文部省は、1927年には夜間中学公認へと踏みだし、1929・1931年に中学校に類する夜間各種学校の実態を調査している。1932年には「社会政策的見地ヨリ教育ノ機会均等ヲ与ヘ」と夜間中学をようやく専検指定の対象とした。このような、夜間中学に正規の中学校卒業者と同様の資格を認めるにいたる、文部省の政策動向の解明は新しい知見である。文部省の行政指導は専検指定に抑制的であったとの指摘も興味深い。

6、専検指定夜間中学の増設を背景に、「中等学校令」（1943年）は中学校・高等女学校・実業学校のいずれにも「夜間ニ於テ授業ヲ行フ課程」の設置を認めた。夜間中学校＝「正格化」した夜間中学の成立である。文部省が設置認可には夜間授業を必要とする事情の具申を求めたこと、専検指定夜間中学を夜間中学校に改変するよう指導したことをもって、本論文は夜間中学公認を夜間中学規制強化策だとする。「中等学校令」後も、わずかだが非専検指定私立夜間各種学校のままの夜間中学が存在し続けこと、一般の中等学校が勤労働員で授業はほとんど停止していたのに夜間中学では授業を継続していたこと、など重要な事実を発見している。いずれも実に論争的な提起となっている。

審査委員会は、以上のような審査を踏まえ、中等教育史研究を大きく発展させた三上敦史に博士（教育学）学位を授与することがふさわしいと判断するものである。